

南相馬市地域子育て支援拠点施設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル審査基準

審査項目	審査基準	審査の視点	配点	審査点数										得点記入
				特に優れている		優れている		普通		やや劣る		劣る		
1.実施主体	・業務を適切に実施することができる能力と体制であるか。	【様式4「配置予定技術者調書」】 ・業務遂行に資する資格や豊富な実務経験を有する技術者が配置されるか。 ・業務区分ごとに技術者が適切に配置され、業務の適切な履行が期待できるか。 【決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書）、業務報告書】 ・財務状況は健全で、継続的な事業の執行が期待できるか。	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	点
	・本業務の遂行に資する同種業務の受託実績があるか。	【様式3「業務実績調書」】 ・過去に同種業務を実施した経験があるか。 ・受注した同種業務により整備された施設は、本業務の遂行に資することが期待されるものであるか。	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	点
2.提案内容	・設計等の基本コンセプト「(1)人々が集う魅力的な施設」となることが期待できるか。	【技術提案書】 ・意匠、構造、設備等について、美的に優れたものであるか ・子どもや保護者がまた来館したいと思えるような場や仕組みが備えられているか。 ・その他「人々が集う魅力的な施設」の実現に資する優れた提案がされているか。	15	15	13	12	10	9	7	6	4	3	1	点
	・設計等の基本コンセプト「(2)一元的な子育てサービス提供の場」となることが期待できるか。	【技術提案書】 ・整備の目的を十分に理解した提案となっているか。 ・「南相馬市地域子育て支援拠点施設整備基本計画」を踏まえ、すべての子どもや保護者に対する総合的なサポートを提供できる場となっているか。 ・一元的に子育て支援施策やサービスを実施、提供するための優れた機能を備えているか。 ・その他「一元的な子育てサービス提供の場」の実現に資する特色ある提案がされているか。	15	15	13	12	10	9	7	6	4	3	1	点
	・設計等の基本コンセプト「(3)優れた機能を有する施設」であるか。	【技術提案書】 ・利用や管理がしやすく、整備後の円滑な施設の活用が期待できるか。 ・環境負荷の低減、省エネルギーなど、環境に配慮した優れた提案がされているか。 ・長寿命化、運営コストの削減など将来的な管理運営の費用や労力の低減が提案されているか。	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	点
	・設計等の基本コンセプト「(4)（仮称）子ども・子育て賑わい創出エリアとの調和と連携」が図られるか。	【技術提案書】 ・「（仮称）子ども・子育て賑わい創出エリア公民連携事業」の企画に沿った、周辺施設等との調和や連携が図られた提案となっているか。	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	点
	・設計等の基本コンセプト「(5)子育て家庭と地域社会の交流が促進される場」となることが期待できるか。	【技術提案書】 ・子どもや保護者同士の交流が促進される優れた場づくりや仕組みが提案されているか。 ・子どもや保護者が地域と積極的に関わりを持つ場や機会を提供する仕組みや機能が備えられているか。 ・その他「子育て家庭と地域社会の交流が促進される場」の実現に資する優れた提案がされているか。	10	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	点
	・設計等の基本コンセプト「(6)インクルーシブな場」となることが期待できるか。	【技術提案書】 ・障がいの有無や国籍、肌の色、年齢、性別など様々な特徴を有する人が孤立や排除されず、認め合い共生できる構造、設備、仕組み等が導入されているか。 ・その他「インクルーシブな場」の実現に資する優れた提案がされているか。	5	5	4	3	2	1						点
	・設計等の基本コンセプト「(7)子育て家庭の避難所機能」を備えることが期待できるか。	【技術提案書】 ・災害時に配慮を要する子どもとその保護者が安心して避難できる避難所としての機能や工夫が提案されているか。 ・その他「子育て家庭の避難所機能」の実現に資する優れた提案がされているか。	5	5	4	3	2	1						点
3.経済性	・見積額により、右記のとおり採点する。	【見積書】 ①最低価額提示者は満点 ②最低価額提示者以外は以下の計算式による（最低価額÷当事業者見積額×満点）※小数点以下切捨	10	右記のとおり										点
合 計			100											点

- ① 合計得点が最も高いものを最も優秀な企画提案をした事業者に選定する。
 ② 合計得点が最も高い提案が複数ある場合は、原則として委員の表決（過半数の賛成）により選定。委員の表決が同数の場合は、委員長が選定する。
 ③ 選定にあたっては、委員の平均得点が **100点満点中6割（60点）以上の者**とする。提案が一つの場合においても同様の方法を適用する。